

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)	
地域名 (地域内農業集落名)	野津原 2 (舟ヶ平・福宗・籠ノ台・辻原・岡倉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 7 月 10 日 (第 3 回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

法人：農事組合法人 2 法人

主な作物等：水稻、麦、柿、大豆

- ・ 中山間地域である。基盤整備済の農地は多いが、形状や水路の条件が悪い。
- ・ 基盤整備後、道路や水路の維持管理を地域で行っているが、損傷が激しく改修が必要な個所が発生している。
- ・ 農業従事者の高齢化により担い手が不足している。
- ・ 肥料、燃料の高騰による経費増加や米の価格低迷により収益確保が困難である。
- ・ 鳥獣被害（イノシシ）がある。
- ・ 道の駅等で販売している福宗米の評判が良い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻、麦、大豆、柿の生産を継続する。
- ・ 担い手不足に対応するため、法人による農地の集積・集約化を進める。
- ・ 収益確保のため、地域に適した作物を探し出し、特産品として栽培する。
また、新たな販路を開拓するとともに、土地利用のあり方についても検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	150	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	150	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	-	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

広範囲で基盤整備事業を実施済であるものの、道路・水路の損傷があるため、必要に応じた改修が必要である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦農地を維持管理していくための取決め(集落戦略)を締結し、中山間地域等直接支払制度を活用し、農業生産活動に取り組む。

⑧集落営農法人では機械の大型化に取り組む。

⑤⑨ブルーベリー等の果樹栽培や柿団地の観光農園化等、土地利用のあり方について検討する。

⑨地域に適した作物を探し出し、特産品として栽培する（ブランド化）。

⑨新たな販路を開拓する。

⑨センチピート等の導入による畦畔管理の省力化を図る。

地域計画の変更にかかる協議

令和7年5月8日

・地域計画に位置付けられた農地1筆について、農業委員会にて非農地決定されたため、地域計画の範囲から除く。

令和7年7月10日

・地域計画に位置付けられた農地1筆について、農業委員会にて非農地決定されたため、地域計画の範囲から除く。